

鳥取県告示第 100 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

宗金地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
日野郡日南町中石見字金井谷尻道下 528-8	1 号
日野郡日南町中石見字堂ノ前 509	2 号
日野郡日南町中石見字妙見宮ノ前 519	3 号
日野郡日南町中石見字日向山 1390-1	4 号
日野郡日南町中石見字妙見 1387	5 号
日野郡日南町中石見字井手ノ上エ 1426-3	6 号
日野郡日南町中石見字井手ノ上エ 1426-3	7 号
日野郡日南町中石見字金井谷尻り道ノ上ミ 492-3	8 号
日野郡日南町中石見字金井谷尻り道ノ上ミ 494-3	9 号
日野郡日南町中石見字堂ノ前 506	10 号